

## 令和7年度FAX一斉配信サービス業務仕様書

### 1 総則

高松市保健所（感染症対策課）から通知・周知に伴う文書等（以下「文書等」という。）の送付に係る、役務の提供について仕様を定める。

### 2 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

### 3 業務の概要

受注者は、発注者が貸与する文書等を、発注者が指定する送付先（以下「送付先」という。）へFAXにて一斉配信を行う。

### 4 貸与文書等

FAX送信用文書等

### 5 業務の明細

#### （1）準備作業

送付先のFAX番号の登録を行い、送信可能な状態にすること。

#### （2）貸与文書等の送信

ア 貸与文書等を送付先へFAXの一斉配信を行う。

イ FAX機又はPCからの一斉送信が可能であること。

#### （3）確認作業

送付先へFAXが完了しているか確認する。

#### （4）送付先は、区分ごとに作成できるものとし、それぞれ追加・削除等変更が生じた場合、変更を行う。

#### （5）作業終了報告

作業の終了時に貸与文書等を返還し、完了報告を行う。

### 6 予定数量及び発送時間

#### （1）予定数量

400枚（内訳 1枚×400箇所） \*前年度実績（1枚×310箇所） A4

#### （2）発送時間

平日午前9時～午後5時まで

（土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日を除く。）

### 7 準備作業の期限

FAX送信先リストを渡した日から2営業日以内。

## 8 支払い

毎月、月末締め完了払い。(適法の支払請求書受理後30日以内に支払う。)

※請求書発行にかかる費用は、受注者の負担とする。

※契約単価(税抜)に当月送付した枚数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた金額(1円未満の金額がある場合は、その端数金額は切り捨てる。)を支払う。

## 9 その他

- (1) 送信・再送の操作が簡易であること。
- (2) 契約書は、速やかに作成すること。また、この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。
- (3) 令和8年3月1日から31日までの業務にかかる請求書は、令和8年4月15日(水)までに必着とする。
- (4) 貸与文書等が送付先に到達した枚数を請求すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

## 10 市発注の工事(業務)における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。  
また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

## 11 個人情報の取扱いについて

- (1) 受注者は、この契約を受託するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならぬ。
- (2) 受注者は、この契約により知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- (3) 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (4) 受注者は、この契約による業務に係る安全確保の措置（個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置をいう。）を講じなければならない。
- (5) 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。
- (6) 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。  
高松市は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。